



毎年受けよう! 各種健診のご案内

18~39歳の方

子連れのママもOK!

一般健康診査

申し込みが必要です

市では下記のとおり一般健康診査を実施します。

場所	実施日
田無総合福祉センター	9月20日(金)・21日(土)・24日(火)・25日(水)
保谷保健福祉総合センター	9月27日(金)・28日(土)・30日(月)

対 昭和49年4月1日～平成8年3月31日生まれの方で、ほかに健康診査を受ける機会がない方(健康保険の種類は問いません)

申し込み方法

下記のいずれかの方法で申し込みください。

1 市HPの申し込みフォームから



一般健診
QRコード

2 QRコード対象の携帯電話・スマートフォンで右記のQRコードから

3 はがきで、
〒202-8555
市役所健康課
へ郵送。

はがき
「一般健康診査」
(18~39歳申し込み)
①住所
②氏名
③性別
④生年月日
⑤電話番号
⑥健診希望日

4 直接、健康課(保谷保健福祉総合センター4階)・保険年金課(田無庁舎2階)・田無総合福祉センター1階管理事務室へ。

健診を受けることで、生活習慣がもたらす体への影響に気づくことがあります。毎年健診を受けて体の状態を確認して、生活習慣を見直しましょう。
※年齢は平成26年3月31日時点です。

◆健康課(☎042-438-4037)

40歳以上の方

～西東京市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入の方へ～

健診期間が変わります。健診期間は7月1日(月)～12月20日(金)までです。

市では西東京市特定健康診査・一般健康診査を実施しています。受診券は次のとおり送付します。市内の指定医療機関で受診してください。



誕生日	送付時期
4～9月生まれの方	6月下旬
10～3月生まれの方	8月中旬

40～65歳の方で集団健診を希望する方は申し込みが必要です

日曜日も
受けることができます

場所	実施日
保谷保健福祉総合センター	10月1日(火)・2日(水)
田無総合福祉センター	10月4日(金)・6日(日)

対 昭和23年4月1日～昭和49年3月31日生まれで、受診時に西東京市国民健康保険に加入している方。

申込期限 6月下旬または8月中旬に送付する受診券の案内をご覧ください。

□申込期限 9月3日(火) ※受診券は9月下旬に送付します。

西東京市医師会が行う胃がんハイリスク検診

市の健康診査と同時に血液検査で、将来自分の胃が「がん」になりやすい状態にあるかどうかを検査します。リスクに応じて内視鏡やバリウム検査をお薦めします。

対 平成26年3月31日時点で40歳の方と、41～74歳の未検査の方。

※原則一度の受診機会です。

□検診内容

血液検査(ピロリ菌抗体検査・血清ペプシノゲン検査)

￥無料※検査結果により精密検査を受診する場合は保険診療となります。

□受診方法

下記の健診を個別で受診する方に希望

を確認し、血液検査で同時実施(結果判定は一生適応)

※胃がんハイリスク検診単独での検査はできません。

①西東京市特定健康診査

(西東京市国民健康保険の方)

※集団健診および公立昭和病院(人間ドック)では受診できません。

②一般健康診査

(後期高齢者医療保険に加入の方)

③一般健康診査(その他の方)

④特定健康診査とあわせて行う健診

⑤社会保険(保険者発行受診券の「契約取りまとめ機関」に「集合契約B」「集合B」と記載がある場合)

問(社)西東京市医師会(☎042-421-4328)

◆健康課(☎042-438-4021)

詳細は、市報4月1日号と同時配布の健康事業ガイドか市HPをご覧ください。

◆健康課(☎042-438-4021)

7月15日祝から、
大腸がん検診・前立腺がん検診・
骨粗しょう症検診・
肝炎ウイルス検診の申し込みも
始まります。

6月26日は「国際麻薬乱用撲滅デー」
～「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン～

薬物乱用は、心と体をボロボロにするだけでなく、家族や友人を巻き込み、大切な人生を崩壊させてしまいます。

6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に行う「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーンは、市民一人一人が問題意識を高め、薬物を乱用しない社会環境づくりをするための啓発活動です。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

時・場 6月22日(土)

①午後3時から・田無駅

②午後3時30分から・ひばりヶ丘駅

□主催 東京都薬物乱用防止推進西東京市地区協議会

◆健康課(☎042-438-4021)

40～74歳で西東京市国民健康保険以外の医療保険に加入している方へ

特定健康診査は、被保険者(本人)が加入している保険者が実施しています。詳細は被保険者証に記載の保険者へお問い合わせください。

保険者発行の受診券の「契約とりまとめ機関」に「集合契約」「集合」と記載がある場合は、市内特定健康診査実施医療機関で受診することができます。



生活機能評価(介護予防健診)を受けましょう

◆生活機能評価とは?

生活機能評価とは、日常生活を維持していくために必要な心身の能力(生活機能)が低下しているかどうかを調べるもので。

25項目の質問(基本チェックリスト)から生活機能についての判定が出ます。検査結果とともに生活機能の低下が認められた方へ、介護予防のための講座をご案内します。

◆対象となる方は?

平成25年3月31日時点で65歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定者以外の方です。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方には、問診票・受診券が6月に発送されています(誕生日が遅い方には8月に発送予定)。生活保護を受けているなど、それ以外の方は申し込みが必要となります。ご不明な方は高齢者支援課までお問い合わせください(市

の特定健診・一般健診と一緒に受診できます)。この機会に、ぜひ健診を受けてみましょう。

◆生活機能評価の流れ

①受診前に基本チェックリストなど必要事項をあらかじめ記入してください。

②医療機関受診／※健診期間は7月1日(月)～12月20日(金)※無料(問診結果票・受診券・保険証持参)

③医療機関で結果を説明／生活機能の低下の有無について判定します。

④介護予防講座のご案内／生活機能が低下している方へ、市または地域包括支援センターから介護予防講座をご案内します。

◆高齢者支援課(☎042-438-4029)